

# 廃棄物処理施設の設置許可申請等について

産業廃棄物処理施設等の新たな設置や構造・規模を変更するに当たっては、「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」による事前協議及び「廃棄物処理法」による許可の手続きが必要です。

① 「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」に基づく事前協議

○排出事業者：②の許可を要する施設（生活環境影響調査書を添付）

○処分業者：すべての施設（②の許可を要する施設については、生活環境影響調査書を添付）

② 設置許可対象施設の場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置許可申請

③ 事業者が自らの廃棄物のみを処理する場合は手続き終了

④ 処理業者が設置した場合

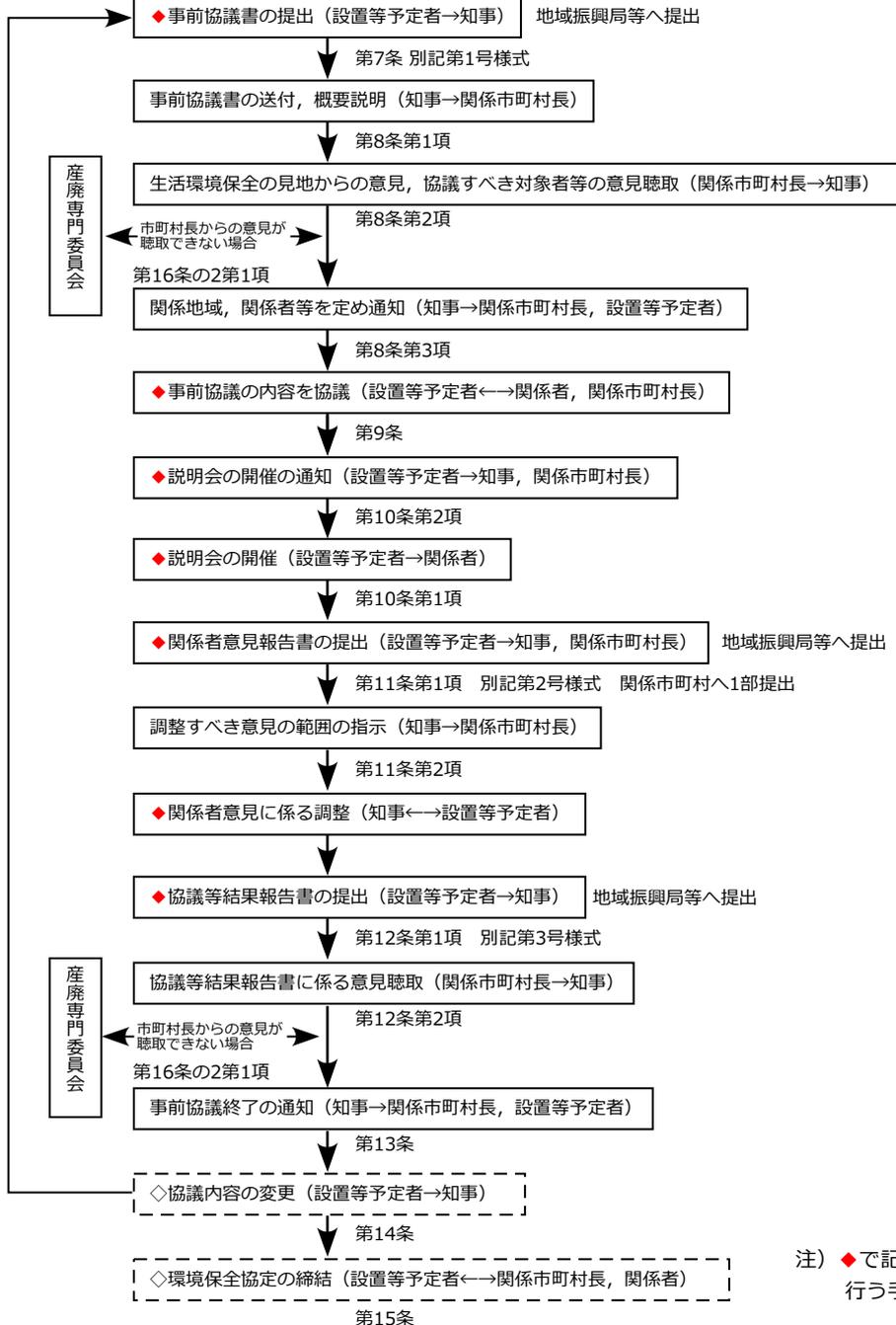
○処分業の許可を有していない場合：産業廃棄物処分業の許可申請

○処分業の許可を有している場合

・同種の処理施設を有する場合：産業廃棄物処分業変更届

・同種の処理施設を有していない場合：産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請

## 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議手続きについて



注) ◆で記載した項目が設置予定者が行う手続きです。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく 処理施設設置許可等の手続きについて

